

楽曲ゲーム録音使用申請書

貴社管理の音楽著作物を下記のゲーム製品に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。使用許諾が下り次第、日本音楽著作権協会（JASRAC）に申請を行ない、その許諾条件に従います。（選択項目はいずれも複数選択可、★＝必須項目）

年 月 日

株式会社 全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
担当: 出版部 C&R課

★申請者名:			
★住所:	〒		
Tel:		Fax:	
ご担当者名:			
Email:			

★楽曲名: / 作品コード:
★作曲者名: / 作詞者名: / その他著作者名（編曲者等）:
★使用音源: ☐ 新録 ☐ 既存原盤（アーティスト名、CD番号等: ）
★利用形態: ☐ INST ☐ VOCAL ☐ 替歌 ☐ アレンジ ☐ 歌詞や楽譜の可視的利用
★合計利用時間: 秒 / ★ゲームソフト内収録総楽曲数: 曲（※著作権存続楽曲のみ計上）

★製品名:
★製品種別: ☐ 家庭用ゲーム（対応機種: ） ☐ 配信ゲーム（配信元・対応OS等:
☐ パチンコ等遊技機 ☐ アーケードゲーム ☐ 音楽ゲーム
☐ その他（ ）
★製造数（または予定ダウンロード数）: 個 / DL（DL数は目標値で可）
★定価（税抜）: 円 / ★発売日: 年 月 日
★製造元: / ★販売元:
★製造国: / ★販売国・地域:

二次的な本楽曲の利用: ☐ 販促用DVD ☐ 販促用動画配信 ☐ その他（ ）
★継続利用: ☐ なし（今回新規申請） ☐ あり（今回が追加製造 回目）

希望交渉額: 円
希望回答期限: 年 月 日

以上

楽曲ゲーム録音使用申請書＜※記入例＞

貴社管理の音楽著作物を下記のゲーム製品に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。使用許諾が下り次第、日本音楽著作権協会（JASRAC）に申請を行ない、その許諾条件に従います。（選択項目はいずれも複数選択可、★＝必須項目）

2024 年 4 月 30 日

株式会社 全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
担当: 出版部 C&R課

ご担当者名は弊社担当者と実際にご連絡になる方を指します。申請者名と同じ方であれば、空欄で結構です。

★申請者名:	株式会社ゼンオンエンタテインメント		
★住所:	〒000-0000 東京都新宿区上落合0-99-0		
Tel:	03-1234-5678	Fax:	03-1234-5678
ご担当者名:	全音 楽太郎		
Email:	zenon1931@game.com		

★楽曲名: **オリmppick・マーチ** / 作品コード: **013-1373-8**
★作曲者名: **古関裕而** / 作詞者名: / その他著作者名(編曲者等):
★使用音源: ☒新録 ☐既存原盤(アーティスト名、CD番号等):
★利用形態: ☒INST ☐VOCAL ☐替歌 ☒アレンジ ☐歌詞や楽譜の可視的利用
★合計利用時間: **130** 秒 / ★ゲームソフト内収録総楽曲数: **80** 曲(※著作権存続楽曲のみ計上)

★製品名: **ドラムの鉄人2025**
★製品種別: ☐家庭用ゲーム(対応機種:) ☒配信ゲーム(配信元・対応OS等: **iOS、Android用アプリ**)
☐パチンコ等遊技機 ☐アーケードゲーム ☒音楽ゲーム
☐その他()

音楽ゲームとはいわゆる「音ゲー」のことであり、用意された多数の楽曲の中から選曲し、音楽に合わせて操作を楽しむことを目的としたゲームです。

★製造数(または予定ダウンロード数): 個 / DL
★定価(税抜): **400** 円 / ★発売日: **2025** 年 **3** 月 **10** 日
★製造元: **株式会社ゼンオンエンタテインメント** / ★販売元: **株式会社ゼンゲームズ**
★製造国: **日本** / ★販売国・地域: **日本**

二次的な本楽曲の利用: ☐販促用DVD ☐販促用動画配信 ☐その他()
★継続利用: ☒なし(今回新規申請) ☐あり(今回が追加製造 回目)

希望交渉額: **30,000** 円
希望回答期限: **2024** 年 **5** 月 **20** 日

以上

許諾条項（ゲーム録音）

1. 株式会社全音楽譜出版社（以下「甲」とします）がゲームへの録音使用に係る著作権を管理する著作物（以下「本著作物」とします）を本申請書記載の申請者（以下「乙」とします）が本申請書記載のゲーム（以下「本製品」とします）に録音使用することに関する使用許諾（以下「本許諾」とします）は、乙が甲に対し本申請書を物理的または電磁的方法により提出し、その後甲が乙に対し映画録音使用承認書（以下「承認書」とします）を物理的または電磁的方法により交付することにより、成立します。
2. 本許諾条項において「ゲーム」ならびに「音楽ゲーム」とは、甲より信託を受けて本著作物の著作権管理を行う著作権等管理事業者（以下「丙」とします）の管理委託契約約款に定められる定義と同一のものを指します。
3. 本許諾をもって、本著作物の乙による複製使用の基本使用料の金額が確定します。この場合、乙は本許諾の取得後、遅滞なく丙に対し別途使用申請を行ない、ゲーム目的複製使用について最終的な許諾を受けるものとします。丙による許諾の成立後、乙は丙の許諾条項に従うべきものとします。
4. 甲は、許諾書を発行する前に、乙に対して著作権使用料の金額を提示するものとします。甲による許諾書の発行前までであれば、乙は本申請を自由に取り消しとすることができるものとします。承認書発行後に、乙の都合による本申請の取り消しが発生した場合、甲は乙に対しキャンセル料を請求することができるものとします。
5. 本許諾は本製品の配信を対象としません。本製品の配信に係る本著作物使用の許諾は、乙またはその他の関係者が別途取得するものとします。したがって、本製品がすでに完成・発売済みのゲームであり、本著作物を追加コンテンツ等として配信によりユーザーに購入させる場合は、乙は本許諾を受ける必要はありません。ただし、乙は丙に対する必要な申請を怠らないものとします。
6. 本許諾は、いかなる意味においても本著作物に係る権利の譲渡・移転を含むものではありません。
7. 乙が本製品の外国での販売を希望する場合は、本許諾条項に加え、該当国の法令に従うものとします。
8. 本許諾は非独占的なものであり、甲は乙以外の第三者に本著作物のゲーム目的録音を許諾することがあります。
9. 本許諾は本製品に限り適用されます。
10. 乙は、本著作物を本申請書に記載された通りに使用しなければなりません。また、本著作物を著作者ならびに甲の意に反して変更・編曲・翻訳・部分的使用・その他改変を加えること・著作者の名誉声望を害する方法により本著作物を使用することは認められません。
11. 本製品の製作の中止または延期、およびその他の理由による申請の取り消しまたは申請内容の変更は、乙が事由の発生後に直ちに甲に対して通知し、甲がこれを承認した場合に認められます。承認書発行後に甲の都合で申請の取り消しを行う場合は、乙は甲に対しキャンセル料を請求できるものとします。
12. 乙は、本製品に以下の事項を表示しなければなりません（甲が表示を免除した場合を除く）。
 - (1) 本著作物の題名およびすべての著作者名
 - (2) 承認書に記載の著作権表示
13. 乙は、本許諾により認められた権利を第三者に譲渡もしくは移転したり担保として提供したりすることはできません。
14. 乙が本許諾条項に違反した場合または違反するおそれがあると甲が合理的に判断した場合、甲は乙への催告なしに直ちに本許諾を取り消すことができるものとします。この場合、甲の乙に対する損害賠償請求権は甲に留保されます。
15. 甲が取得した乙の個人情報、以下の目的のために必要な範囲以外では利用されません。
 - (1) 音楽出版事業における使用許諾業務
 - (2) 本著作物の使用に係る対価の請求業務
 - (3) 著作権者に対する著作権使用料の分配業務
16. 本許諾条項に定めのない事項、定められた事項の解釈の相違、その他予期せぬ事態が発生した場合には、その都度甲乙双方が協議し、信義誠実の原則にのっとり善処・解決にあたるものとします。
17. 本許諾は日本法に準拠します。本許諾に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所が専属管轄権を有するものとします。
18. 本許諾条項は、予告なく変更となる場合があります。